



平成 25 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 K I ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 掛川 隆
コード番号 6747 東証第 2 部
問合せ先 取締役 若林 秀和
TEL 045-822-7101

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成 23 年 3 月 1 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせした、ANA ホールディングス株式会社(旧商号「全日本空輸株式会社」)から平成 23 年 1 月 28 日付で当社に対して提起された訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)について、平成 25 年 5 月 31 日付で和解契約を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、上記和解契約の締結により、平成 23 年 11 月 17 日付「子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせした、同社から平成 23 年 11 月 4 日付で当社子会社のコイト電工株式会社(以下「コイト電工」といいます。)に対して提起された訴訟も取り下げられましたので、あわせてお知らせいたします。詳細については、本日別途お知らせしております「子会社に対する訴訟の終了に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 和解の相手方の概要

- (1) 商 号：ANAホールディングス株式会社(旧商号「全日本空輸株式会社」)
- (2) 所 在 地：東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
- (3) 代 表 者：代表取締役社長 伊東 信一郎

- (1) 商 号：全日本空輸株式会社(旧商号「ANAホールディングス株式会社」)
- (2) 所 在 地：東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
- (3) 代 表 者：代表取締役社長 篠辺 修

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 23 年 1 月 28 日、ANAホールディングス株式会社(以下「原告」といいます。)から、同社に対し納入する予定であった航空機用座席等の納入に遅延が発生したとして、20,181,901,168 円の支払を求める本件訴訟の提起を受けました。

また、コイト電工は、平成 23 年 11 月 4 日、原告から、当社が同年 8 月 1 日を効力発生日として実施した、航空機シート事業以外の輸送機器関連事業、電気機器関連事業及び住設環境関連事業をコイト電工に承継する会社分割が詐害行為に該当するとして、7,672,000,000 円を限度として効力を取り消し、同額の支払を求める価額賠償請求訴訟の提起を受けました。

当社及びコイト電工は原告からの各請求について、それぞれその内容の妥当性を精査し、対応してまいりましたが、平成 25 年 5 月 31 日、当社は原告及び利害関係人である全日本空輸株式会社との間で、下記 3 の内容の和解契約(以下「本和解契約」といいます。)を締結いたしました。

これは、当社として、本件訴訟の長期化による訴訟費用の増大及び人的資源の負担、特に耐空性改善命令への各航空会社の対応に係る当社の対応協力に及ぼす影響等を総合的に考慮した上で、本和解契約を締結することが当社及びコイト電工にとって最善と判断したことによるものです。

3. 本和解契約の概要

- (1) 当社が原告に対して、本日、和解金 1,769,500,000 円を支払う(注記：なお、原告が主張した営業損失及び内部費用に係る損害は本和解金額の算定基礎に一切含まれておりません。)
- (2) 原告は当社より上記(1)所定の和解金支払がなされたことを確認後、直ちに、本日中に、本件訴訟及び原告とコイト電工との間の価額賠償請求訴訟を取り下げ、原告及び全日本空輸株式会社はその余の請求を全て放棄する。
- (3) 当社の原告に対する売掛金 45,489,226 円については上記(1)所定の和解金の支払をもって精算する。
- (4) 当社と原告及び全日本空輸株式会社との間には、本件訴訟に関し、本和解契約書に定めるもののほか、相互に何らの債権債務のないことを確認する。

4. 今後の見通し

当社は、本件で支払うべき和解金額の全額について、既に損害賠償引当金として引当済であり、本件による当社の経営成績への影響はありません。

以 上